

こども・子育て

こども未来課
(☎354-8069 FAX354-8061
✉kodomomirai@city.yokkaichi.mie.jp)

<子育て支援センター>



子育て支援センターは、主に乳幼児（0～3歳）とその保護者が気軽に訪れ、遊具や園庭などで自由に遊べ、親子で過ごせる場所です。

子育ての困りごとや悩みがあれば、常駐の支援担当者に相談できます。保健師・栄養士による相談窓口もあります。



<子育てコンシェルジュ>

子育てコンシェルジュとは、子育て中の保護者の立場に立って話を聞き、多様な子育て支援情報やサービスを分かりやすく伝え、適切な支援につなげる案内人です。子育て中のさまざまな心配事や悩み、気になることなど気軽に相談ください。

■相談窓口

- ・こども未来課
(総合会館3階 ☎327-6325)
- ・塩浜子育て支援センター（大字塩浜887-1 ☎345-3553）
- ・橋北子育て支援センター（午起一丁目3-13 ☎331-1875）



市のさまざまな福祉サービスを紹介します

- ・こども子育て交流プラザ（東新町26-32 ☎331-5560）

■相談受付時間

9:00～17:00（土・日曜日、祝日と年末年始を除く）
※こども子育て交流プラザは、土・日曜日、祝日も実施

<ファミリー・サポート・センター>

(☎323-0023)

子育てを助けてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（援助会員）が、相互の信頼と了解のもとに助け合う会員組織です。

保育園・小学校などのへの送迎や、一時預かりなどの援助活動をします。

活動には、依頼会員、援助会員ともに事前登録が必要です。



ファミリー・サポート・センター

アドバイザーが相互の希望をコーディネートします。



<病児保育室>

こどもが病気にかかり、保育園や小学校などの集団



生活に不安があるときや、保護者の仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合は、市内4カ所の病児保育室に、一時的にこどもを預けることができます。

専任の看護師と保育士がおり、↗

INDEX

- 01 こども・子育て
- 03 障害者（児）福祉
- 04 生活困窮者自立支援
- 04 高齢者福祉・介護保険サービス
- 07 どこに相談していいか
分からぬときは
- 08 在宅介護支援センター・
地域包括支援センター一覧

医師との連絡も緊密にしています。

予約システム「あずかるこちゃん」から利用登録後、予約してください。



<子育て支援アプリ よかプリコ よっかいち！アプリDe子育て>

子育てに関する情報を必要な時に入手しやすい、スマートフォン向けのアプリです。

■サービス内容

- ・予防接種の管理
- ・お知らせ機能
(予防接種の時期をプッシュ通知)
- ・乳幼児食教室のWEB予約
- ・成長記録・育児日記の保存
- ・子育て支援施設の検索
- ・四日市の子育て情報掲載



保育幼稚園課

(☎354-8172 FAX354-6013
✉hoikyouuchien@city.yokkaichi.mie.jp)

<保育園・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業>

保護者が仕事や病気などで、家庭での保育ができない場合に入園できます。園によって異なりますが、0歳から就学前までのこどもが通園しています。

また、通常の保育時間以降も預かる延長保育や、日曜日・祝日に預かる休日保育、通園していない子どもの保護者が病気や子育て中のリフレッシュなどのときに利用できる一時保育もあります。

こども手当・医療給付課
(☎354-8083 FAX354-8061
✉ kodomokyufu@
city.yokkaichi.mie.jp)

<児童手当>

対高校生年代までの児童を養育している人

■支給月額

3歳未満

15,000円（第2子まで）

3歳～高校生年代

10,000円（第2子まで）

いずれも第3子以降は30,000円

<児童扶養手当>

対父母の離婚などにより、父または母と生活を共にしていない高校生年代までの児童（特別児童扶養手当の場合は20歳未満まで）を養育している人。父または母が重度障害の場合も対象（所得制限あり）

■支給月額

児童1人の場合

全部支給 46,690円

一部支給 11,010～46,680円

児童2人目以降

5,520～11,030円

<特別児童扶養手当>

対身体障害者手帳1～4級の一部、療育手帳AまたはB1程度に該当する20歳未満の障害者を養育している人（手帳の程度は目安。診断書により受給できる場合もあり。所得制限あり）

■支給月額

1級（重度障害） 56,800円

2級（中度障害） 37,830円

<医療費の助成>

医療保険適用分の自己負担額を助成します。

■子ども医療費

高校生年代までの子どもの通院・入院が対象。県内で受診する場合は、窓口無料（現物給付）

方式での助成

■一人親家庭等医療費

高校生年代までの児童を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父の通院・入院が対象。父または母が重度障害者の場合も対象（所得制限あり）

<不妊治療医療費の助成>

■四日市市不妊治療医療費

治療にかかる医療費を助成します（回数・助成額上限あり）

対申請時に夫婦のどちらかが市内に住民登録がある（事実婚可）

■男性不妊治療医療費

特定不妊治療に至る過程で行われる精巣内精子生検採取法(TESE)、精巣上体内精子吸引採取法(MESA)、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術などに係る医療費を助成します（助成額上限あり）

対申請時に夫婦のどちらかが市内に住民登録がある（事実婚可）

■四日市市特定不妊治療医療費

（保険適用終了後の回数追加事業）保険適用の上限回数を超えた特定不妊治療医療費を助成します（回数・助成額上限あり）

対次をすべて満たす人

- 申請時に夫婦のどちらかが市内に住民登録がある（事実婚可）
- 対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満

●対象となる治療

保険適用の上限回数の治療を終了した後の特定不妊治療で、令和6年4月1日以降に終了した治療

■四日市市特定不妊治療

(PGT-Aを含む特定不妊治療費)着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む特定不妊治療医療費を助成します（回数・助成額上限あり）

対次をすべて満たす人

- 申請時に夫婦のどちらかが市内に住民登録がある（事実婚可）

- 2回以上の体外受精胚移植の不成功、または、2回以上の流死産の既往のある夫婦である（ただし、夫婦のいずれかに染色体構造異常が確認されている場合はこの限りではない）

- 対象となる治療の開始日時点で、妻の年齢が35歳以上43歳未満

●対象となる治療

令和7年4月1日以降に終了した治療

■不育症治療医療費

2回以上の流産などの不育症治療の保険外診療分医療費を助成します（助成額上限あり）

対申請時に市内に住民登録があり、不育症治療を受けた夫婦（事実婚可）

<医療費の給付>

指定医療機関の医師が必要と認めた場合、その医療費（保険診療分）を給付します。

■養育医療

出生時体重が2,000g以下または体の発育が未熟であるために生活力が特に稀薄であり、一般状態などに異常を示すもののうち、入院が必要と認めた場合

■育成医療

18歳未満の児童で、身体に障害がある、または治療を行わないと将来障害を残すと認められる疾患があり、確実な治療効果が期待できると認めた場合

■小児慢性特定疾病医療

疾病ごとの認定基準を満たす18歳未満の児童。ただし、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合は20歳未満。入院時の食費2分の1補助あり。小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付対象の場合あり（別途申請が必要）

こども発達支援課
(☎354-8064 FAX354-8102
✉kodomohattatsu@city.yokkaichi.mie.jp)

<相談>

子どもの発達について、共に考え、必要に応じて関係機関などと連携を図りながら支援をします。相談の秘密は厳守します。

<児童通所支援サービス>

■**身体障害、知的障害、精神障害**
(発達障害を含む)などのため、通所による発達支援が必要な18歳未満の児童

■**サービスの種類**

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

こども家庭センター

(FAX354-8061
✉kodomokatei@city.yokkaichi.mie.jp)

<相談>

子育て、ひとり親家庭など児童・家庭の相談をお受けします。相談の秘密は厳守します。

こども家庭係 (☎354-8276)

<子育て 短期支援ショートステイ>

家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時に、宿泊を伴った一時預かりをします(7日以内、有料)。

<子どもの虐待防止 ホットラインよっかいち> (☎353-5110)

一人で悩んでいる保護者や子ども、「もしや虐待」と気付いた人などのからの相談に、電話で応じます。相談は無料で、秘密は厳守します。
時平日 8:30~17:15

<虐待かもと思ったら ☎189 (いちはやく) 番へ>

児童相談所虐待対応ダイヤルで、お近くの児童相談所につながります。

管理係 (☎354-8298)

<ひとり親家庭等支援>

■**家庭生活支援員を派遣**

ひとり親家庭等日常生活支援事業(年間80時間利用可。所得制限あり)

■**父母の資格取得を応援**

- ・自立支援教育訓練給付金(受講費用の一部を助成)
- ・高等職業訓練促進給付金等(生活費の支援として一定期間支給。所得制限あり)

■**養育費の確保を支援**

養育費に関する公正証書作成費等補助金(文書による取り決めにかかる手数料などを助成)

■**母子・父子・寡婦福祉資金貸付など**

ひとり親家庭や寡婦の自立支援をします。母子・父子自立支援員へご相談ください

障害者(児)福祉

障害福祉課

(FAX354-3016

✉syougaifukushi@city.yokkaichi.mie.jp)

管理係 (☎354-8171)

<身体障害者手帳、療育手帳の交付>

身体障害のある人に身体障害者手帳、知的障害のある人に療育手帳を交付します。手帳があると、等級によりさまざまな福祉サービスが利用できます。

<補装具費の支給>

障害を補うための補装具(義手、義足や補聴器など)の費用を支給

します。

<日常生活用具の給付>

日常生活を容易にするためのストマ装具(消化器系・尿路系)、紙おむつ、ベッドなどを給付します。

<更生病療の給付>

18歳以上の身体に障害のある人に、その障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を給付します。

障害福祉係 (☎354-8527)

<訪問を受けて利用する サービス>

■**居宅介護**

自宅で入浴、排せつ、食事の介護などをします

■**移動支援**

全身性の肢体障害、知的障害のある人などが外出する場合に、ヘルパーが付き添い、移動を介助します

<短期間施設に入所や通所をして利用するサービス>

■**短期入所**

家庭で介護している人が病気などで一時的に介護できない場合に、施設などで短期間、介護をします

<施設に通って利用する サービス>

■**生活介護**

日中施設で介護を受けたり、創作活動などをします

■**就労移行支援**

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識の習得および能力向上のための訓練をします

■**就労継続支援**

一般企業などへの就労が困難な人に、働く場を提供し、知識の習得および能力向上のために必要な訓練をします

■日中一時支援

日中、活動の場として施設を提供し、一時的な介護や見守りなどの支援をします

他上記以外に、グループホームや施設入所サービスなどあり。介護保険サービスと共にするものは、原則介護保険を利用。各種サービス利用には所得に応じた利用者負担あり

<障害者相談支援事業>

障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用支援などをします。

■身体障害

障害者相談支援センター

かがやき

(☎354-8450 FAX354-8426)

■精神障害

障害者相談支援センターソシオ

(☎345-9016 FAX346-4643)

障害者相談支援センターHANA

(☎320-2761 FAX337-8180)

■知的障害

相談支援事業所 陽だまり

(☎328-5881 FAX328-5882)

相談支援事業所 ブルーム

(☎329-5657 FAX329-5658)

<意思疎通支援者の派遣>

聴覚障害や音声・言語機能障害のある人に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

手当・医療費係 (☎354-8163)

<障害者医療費助成>

受給資格証（認定通知書）の交付を受けている人に、医療費の自己負担額を助成します。

対身体障害者手帳1～4級、知能指数70以下（療育手帳A・B）、精神障害者保健福祉手帳1・2級

他身体障害者手帳4級の人は通院分のみ、一部自己負担あり、精神障害者保健福祉手帳2級の人は通院分のみ。また、受給資格証（認定通知書）の交付には所得制限あり

<特別障害者手当>

対著しい重度の障害のために、常に特別な介護が必要な20歳以上の在宅の人（診断書による判定。所得制限あり）

■支給月額

29,590円（令和7年4月分から）

<障害児福祉手当>

対著しい重度の障害のために、常に介護が必要な20歳未満の在宅の人（診断書による判定。所得制限あり）

■支給月額

16,100円（令和7年4月分から）

<重度障害者手当>

対身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級を持つ20歳以上の在宅の人（新たに申請する場合は申請日において満65歳未満の人。所得制限あり）

■支給月額 1,000円

<重度障害児手当>

対身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神保健福祉手帳1級を持つ20歳未満の在宅の人

■支給月額 2,000円

いずれも、受給者または対象児が施設などに入所・入院している場合や他の制度の受給状況により、支給が制限される場合あり

四日市障害者就業・生活支援センター「プラウ」(☎354-2550)

障害のある人の就職や職場適応などの就業面の支援、それに伴う生活面の支援を、関係機関と連携しながら行います。

事業主の皆さんからの障害者雇用についての相談も受け付けます。

生活困窮者自立支援

保護課

(☎354-8076 FAX354-8341)
✉ hogo@city.yokkaichi.mie.jp

<生活困窮に関する相談>

働きたくても働けない、家賃を払えない、家計のやり繕りで悩んでいるなど、生活に関する困りごとを、ひとりで抱えこまず、まずはご相談ください。悩みの原因と一緒に考え、解決へのお手伝いします。

■支援の例

- ・ハローワークと連携し、求職活動を支援（就労支援）
- ・失業により払えない家賃や転居費用を補助（所得制限などの条件あり）
- ・緊急食糧支援（フードバンク）
- ・家計相談など

<就労準備支援事業>

「長期間仕事から遠ざかっている」、「学校卒業後、就職する自信がない」、「求職活動をする自信がない」などの悩みを抱えた人に対して、就労に向けたさまざまな支援をします。就労に必要な予備知識や、コミュニケーションスキル、決まった時間・場所に通うための生活習慣などを、職業体験や研修の場を通じて養成し、自信をつけるきっかけづくりをしています。

■相談窓口 生活支援室

(☎354-8466 FAX354-8608)

高齢者福祉・介護保険サービス

<相談窓口>

■在宅介護支援センター

高齢者の介護・福祉・医療などの相談に応じられるよう、市内26カ所に設置。福祉・医療の専

門職が、無料で相談に応じ、必要なサービスの調整や申請の代行などをします。困り事があるときは、まずはお住まいの地域を担当する在宅介護支援センターにご相談ください。

■地域包括支援センター

保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の専門職種や認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を配置し、在宅介護の専門的な相談に応じ、介護予防のための支援をします（担当の在宅介護支援センター、地域包括支援センターは本号8ページを参照）

■介護予防等拠点施設「ステップ四日市」（☎348-4008）

介護予防や認知症の相談窓口を設けています。理学療法士が介護予防に関する運動面の相談に応じるほか、ケアマネージャーと作業療法士が、若年性認知症の人も含め、認知症の不安がある人や認知症と診断された人、そのご家族からの相談を受け、適切なサービス、支援への橋渡しをします

介護保険課

（☎354-8190 FAX354-8280
✉kaigohoken@city.yokkaichi.mie.jp）

＜介護保険＞

65歳以上の人（第1号被保険者）が、介護が必要になったときや、40～64歳の人（第2号被保険者）が、国が定める特定の疾病により介護が必要となったときに、要介護・要支援の認定を受けると、介護の程度によってさまざまな介護サービスを利用できます。

介護サービスには、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスがあり、原則、費用の1～3割の負担があります。

また、要支援の認定を受けた人、65歳以上で一定の条件に該当し

た人（事業対象者）は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービスを利用できます。

詳しくは、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所のケアマネジャーにご相談ください。

＜介護居宅サービス＞

■訪問を受けて利用するサービス

●訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴、食事などの介護をします

対要介護1以上の人。要支援の人は、介護予防・生活支援サービスの訪問型サービスを利用可

●訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで訪問し、入浴介護をします

●訪問リハビリテーション

専門職が自宅を訪問してリハビリテーションをします

●訪問看護

看護師などが自宅を訪問してケアをします

●居宅療養管理指導

医師、歯科医師などが自宅を訪問して療養上の管理や指導をします

■施設へ通って日帰りで利用するサービス

●通所介護（デイサービス）

通所介護施設で入浴、食事などの介護や機能訓練をします

対要介護1以上の人。要支援の人は、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスを利用可

●通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などでリハビリテーションをします

■短期間入所して利用するサービス（ショートステイ）

●短期入所生活介護

介護老人保健施設などで、入

浴、食事などの介護が受けられます

●短期入所療養介護

介護老人保健施設などで、機能訓練や介護が受けられます

■在宅での介護を支えるサービス

●福祉用具貸与

車いす、歩行器などの福祉用具を貸与します。軽度の人は、一部利用制限あり

●福祉用具購入費の支給

入浴補助用具など日常生活に必要な福祉用具を購入したときに、購入費用の7～9割を支給。購入前に要申請（年間10万円まで）

●住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたときに、改修費用の7～9割を支給。工事前に要申請（1人上限20万円）

■在宅に近い環境で利用するサービス

●特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居して入浴、食事などの介護が受けられます

＜介護施設サービス＞

■介護老人福祉施設へ新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の人。介護老人保健施設・介護医療院へ新規に入所できるのは、要介護1以上の人

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入所して、介護が受けられます

■介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人が在宅復帰できるよう入所し、リハビリテーションを中心としたケアが受けられます

■介護医療院

長期の療養を必要とする人が入所し、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます

<地域密着型サービス>

■地域密着型通所介護

小規模な通所介護施設（定員18人以下）で、入浴や食事などの介護、機能訓練を日帰りでします

対要介護1以上の人。要支援の人は、介護予防・生活支援サービスの通所型サービスを利用可

■認知症対応型通所介護

通所介護施設で認知症の人を対象に、専門的な介護をします

■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の人が共同生活をしながら介護を受けます

対要支援2以上の人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中と夜間を通じて訪問介護と訪問看護が一体的に連携しながら、複数回の定期訪問と随時の対応をします

対要介護1以上の人

■小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、通所を中心に訪問や宿泊を組み合わせ、慣れ親しんだ環境の中でサービスを提供します

■看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、柔軟にサービスを提供します

対要介護1以上の人

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所して、介護サービスを利用します

対新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の人

<低所得者の利用者負担の軽減>

■居住費（滞在費）、食費の軽減

施設に入所する（ショートステイを含む）市県民税非課税世帯などの人は、申請すると居住費

（滞在費）、食費の軽減を受けられます

■高額介護サービス費の払い戻し
1ヶ月の介護サービスにかかった費用が上限を超えた場合は、その超えた分を高額介護サービス費などで払い戻します。該当者には、介護保険課からお知らせします

■高額医療合算介護サービス費の払い戻し

1年間（8月1日～翌年7月31日）に、同一世帯で医療保険と介護保険の両サービスを利用し、自己負担の合計（同一世帯で異なる医療保険に加入している人は合計しません）が限度額を超えた場合、申請すると高額医療合算介護サービス費などを支給します

■社会福祉法人等によるサービスの利用者負担の軽減

県へ届け出た社会福祉法人などによるサービスを利用し、市民税非課税世帯で特に生活が困難な人は、利用者負担のうち原則25%が減額されます。施設入所の居住費、食費のほか、デイサービスの食費も減額の対象になります。軽減を受けるには手続きが必要です

■利用者負担の減免

災害そのほかの理由で収入に著しい減少があり、費用の自己負担が困難な場合には、自己負担額が申請により減免されます

<介護保険料を納め忘れないようにお願いします>

保険料を滞納していると、介護サービスの費用をいったん全額自己負担することになったり、通常1～3割の自己負担が3割や4割になったりすることがあります。保険料を納付書で納めている人は、納め忘れのない「口座振替」をご利用ください。

高齢福祉課

（☎354-8170 FAX354-8280

✉koureifukushi@city.yokkaichi.mie.jp）

<介護予防・生活支援サービス>

■要支援、または事業対象者

他事業対象者の認定チェックは、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、高齢福祉課で実施。サービスの利用には、介護サービス同様ケアプランが必要です。詳しくは、地域包括支援センターへ

■訪問を受けて利用するサービス

●介護予防訪問介護相当サービス
ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴などの介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助をします

※原則要支援1・2の人、または事業対象者1・2的人に限る

●基準緩和訪問型サービス（サービスA）

市が委託する事業所のホームヘルパー（市の定める研修修了者を含む）などが自宅を訪問して、掃除・洗濯・調理などの生活援助をします

●住民主体訪問型サービス（サービスB）

市に登録した団体の住民ボランティアが、自宅を訪問して、掃除などの基本的な家事やごみ出し、庭の除草、外出の付き添いなどの生活援助をします

■施設へ通って利用するサービス

●介護予防通所介護相当サービス
日帰りで、通所介護施設での入浴、食事などの介護や機能訓練をします

※原則要支援1・2の人、または事業対象者1・2的人に限る

●基準緩和通所型サービス（サービスA）

市が委託する事業所のデイサービスセンターなどで、体操など生活機能向上のための支援や、交流、生きがいづくりができる場を提供します

●住民主体通所型サービス（サービスB）

市に登録した団体の住民ボランティアが、地域のつながりの中で、体操などの介護予防、交流、生きがいづくりができる通いの場を提供します

●チャレンジ教室【短期集中予防通所型サービス（サービスC）】

市が委託する介護予防等拠点施設（ステップ四日市）で理学療法士（リハビリテーション専門職）が、フレイル状態（加齢に伴い心身の活力が低下した状態）の人へ、個人の状態に合わせた3～6カ月のプログラムを実施します。通所訪問一体型と訪問型単独サービスから選べます

<その他の高齢者福祉サービス>

■おむつ支援事業

おむつの購入経費の一部を補助します。世帯の課税状況により上限額は異なります

■対次のすべてを満たす人

- ・要介護3以上
- ・在宅で常時おむつを使用している
- ・市民税が非課税

他施設へ入所した場合やサービス付き高齢者向け住宅などへ入居する場合は補助の対象外

■訪問給食事業

自宅に、給食（昼・夕食）を届けます（日曜日、祝日、年末年始を除く）

■対心身の障害などで調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者や、同居家族がいても家族が調理困難で見守りが必要な世帯の高齢者

■緊急通報装置の貸与

■対高血圧や心臓疾患などで突然的に助けが必要な65歳以上の一人暮らし高齢者（市民税非課税）など

■認知症早期診断事業（もの忘れ検診）

認知症は早期に発見することで、

進行を遅らせたり、その後の生活への備えができる場合があります。無料で簡易検査を受けられる「もの忘れ検診」をご利用ください

■対次のすべてを満たす人

- ・本市に住民登録がある75歳以上
- ・「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を実施し、合計点が20点以上

他「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」は、高齢

福祉課（市役所3階）、各地区市民センターなどで配布

■認知症高齢者等みまもり支援事業

居場所を早期に発見するための探知機の給付や、他人の物を壊すなどして賠償責任を負った場合に備える保険への加入などの支援をしています

■対認知症により外出中に道に迷うおそれのある高齢者など

■高齢者の終活支援事業

終活相談事業のほか、緊急連絡先、エンディングノートの保管場所などの情報を事前に登録し、もしものことがあったとき、本人に代わって、情報を関係者に開示する終活情報登録事業をしています

■対一人暮らしで身寄りのない高齢者など

■障害者控除対象者認定書などの交付

要介護認定を受けている65歳以上の高齢者で障害者に準ずる状態にある人やその高齢者を扶養している人が、所得税法や地方税法による障害者控除を受けるときの認定書を交付します

■補聴器購入費助成事業

高齢者の補聴器購入費用の2分の1以内の額（上限3万5千円）を助成します

■対医師意見書により装用効果等の証明を受けた市民税非課税の65歳以上の人など

■対補聴器の購入前の申請が必要。

詳しくは、高齢福祉課へご相談ください

どこに相談していいか分からぬときは

福祉総務課

☎337-9520 FAX359-0288
✉fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp

<相談>

福祉に関して、「困りごとがあるけど、どこに相談していいか分からない」とときは、上記の相談窓口へご相談ください。

相談者と一緒に、最適な相談窓口や、必要な支援を考えます。

ご自宅にお伺い

することもできますので、気軽にご相談ください。



四日市市社会福祉協議会

☎354-8265 FAX354-6486
✉y-syakyo@m5.cty-net.ne.jp

地域福祉課（☎354-8144）

<成年後見制度および日常生活自立支援事業>

認知症、知的障害、精神障害のある人で、日常生活の判断能力が不十分な人が、安心して生活できるよう、成年後見制度をはじめ、必要な福祉サービスや金銭管理などに関する相談受け付け・支援をします。

<ボランティア>

ボランティア活動をしたい人や、ボランティアを必要としている人・団体、福祉やボランティアについて学習したい人などを対象に、相談を受け付けます。

<福祉総合相談>

■相談窓口 福祉総合相談室

☎354-2411

【在宅介護支援センター・地域包括支援センター一覧】

	施設名	電話・FAX	住所	担当地域
北	富洲原 在宅介護支援センター	☎366-2600 FAX364-0306	〒510-8016 富州原町2-80	富洲原 (天力須賀以外)
	天力須賀 在宅介護支援センター	☎361-5361 FAX361-5362	〒510-8001 天力須賀4丁目7-25	富洲原 (天力須賀)
	ヴィラ四日市 在宅介護支援センター	☎363-2882 FAX361-4440	〒510-8037 垂坂町8-2	大矢知
	羽津 在宅介護支援センター	☎334-3387 FAX334-3377	〒510-0016 羽津山町10-8	羽津
	海蔵 在宅介護支援センター	☎333-9837 FAX333-9830	〒510-0803 阿倉川町14-16	海蔵
	ハピネスやさと 在宅介護支援センター	☎366-3301 FAX366-3302	〒512-8065 千代田町325-1	八郷
	諧朋苑下野 在宅介護支援センター	☎338-3005 FAX338-3008	〒512-8052 西大鐘町1580	下野
	聖十字保々 在宅介護支援センター	☎339-7788 FAX339-7211	〒512-1304 中野町2492	保々
	富田 在宅介護支援センター	☎365-5200 FAX365-5208	〒510-8008 富田浜町26-14	富田
中	みなと 在宅介護支援センター	☎357-2110 FAX359-6612	〒510-0042 高砂町7-6	中央、同和、港
	ユートピア 在宅介護支援センター	☎355-2573 FAX355-3576	〒510-0821 久保田2丁目12-8	共同、浜田、 久保田一・二丁目
	川島 在宅介護支援センター	☎322-3613 FAX322-3614	〒512-0934 川島町4040	川島
	かんざき 在宅介護支援センター	☎327-2223 FAX327-2228	〒512-0924 寺方町986-4	神前
	くぬぎの木 在宅介護支援センター	☎327-2267 FAX327-1160	〒512-1204 赤水町1274-14	県
	桜 在宅介護支援センター	☎326-6618 FAX326-7557	〒512-1212 智積町34-1	桜
	陽光苑 在宅介護支援センター	☎333-4622 FAX334-7841	〒512-0913 西坂部町1127	三重
	橋北楽々館 在宅介護支援センター	☎334-8588 FAX329-7255	〒510-0032 京町15-26	橋北
南	しおはま 在宅介護支援センター	☎349-6381 FAX349-6382	〒510-0863 大字塩浜471-2	塩浜
	くす 在宅介護支援センター	☎398-2001 FAX397-6861	〒510-0103 楠町北五味塚1450-1	楠
	常磐 在宅介護支援センター	☎355-7522 FAX358-0360	〒510-0824 城東町3-22	常磐 (久保田 一・二丁目除く)
	日永 在宅介護支援センター	☎347-9977 FAX347-6661	〒510-0885 大字日永5530-23	日永
	四郷 在宅介護支援センター	☎322-1761 FAX322-1769	〒510-0943 西日野町4015	四郷
	うつべ 在宅介護支援センター	☎340-7008 FAX348-7761	〒510-0954 采女町418-1	内部
	南部陽光苑 在宅介護支援センター	☎347-7336 FAX347-7338	〒510-0874 河原田町2146	河原田
	小山田 在宅介護支援センター	☎328-3709 FAX328-3432	〒512-1111 山田町5500-1	小山田
	水沢 在宅介護支援センター	☎329-3553 FAX329-3554	〒512-1105 水沢町西条1990-1	水沢
包括	四日市市北 地域包括支援センター	☎365-6215 FAX365-6216	〒510-8008 富田浜町26-14	市内北部
	四日市市中 地域包括支援センター	☎354-8346 FAX354-8326	〒510-0093 本町9-8本町プラザ4階	市内中部
	四日市市南 地域包括支援センター	☎328-2618 FAX328-2980	〒512-1111 山田町5500-1	市内南部